

労働時間・休日・休暇の実務 ～労働時間等について実務のポイントを詳しく解説～

（一社）三田労働基準協会

労働時間・休日・休暇は、労働者が安心・安全に働いていく上で最も重要な労働条件の1つです。

労働時間制度は、労働基準法に定められておりますが、昭和22年施行当時からしばらくの間、週48時間労働制であったものが、段階的に週40時間制に法定労働時間が短縮され、それとともに、変形労働時間制、裁量労働制などが法律に盛り込まれ、労働時間管理がどんどん複雑になってきました。また、過重労働を抑制するための時間外労働の上限規制、年次有給休暇の5日取得義務化などが新たに設けられ、益々労務管理が難しくなっています。

本講習会では、重要な労働条件の1つである労働時間、休日、休暇の実務について、基本的なことから掘り下げた内容まで、元労働基準監督官の特定社会保険労務士が詳しく解説を行います。

記

- 1 日 時 2025年9月2日（火）13：30～16：30（開場・受付は13：00～）
- 2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル（裏面案内図参照）
- 3 講 師 田 原 さえ子 氏（特定社会保険労務士、労働衛生コンサルタント、元労働基準監督官）
- 4 内 容
（1）労働時間（①労働時間になるものならないもの、②法定労働時間と所定労働時間、③兼業・副業の労働時間、④1か月単位の変形労働時間制・フレックスタイム制、⑤時間外労働・上限規制、⑥管理監督者、など）
（2）休日（①法定休日と所定休日、②振替休日と代休、③所定休日労働は時間外労働、など）
（3）36協定（①協定当事者、②協定項目ごとの留意点、③特別条項付き協定、など）
（4）休憩（①一斉休憩、②休憩時間になるものならないもの、など）
（5）年次有給休暇（①付与日数・時効、②付与の要件、③取得義務化、④基準日の統一、など）
（6）その他
- 5 受講料 会員 5,500円 会員以外の方 7,700円（消費税・資料代含む）
- 6 定 員 30名
- 7 申込方法等

（1）次のメールアドレスに、roumu@mita-roukikyo.or.jp

①講習会名

②開催年月日

③貴事業場の名称及び所在地

④協会会員又は非会員の表記

⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス

⑥電話番号

⑦受講者の氏名、フリガナ を記載例のように記入してください。

記載例 ①労働時間休日休暇

②2025年9月2日

③(株)〇〇 港区芝〇-〇-〇

〇

8月26日（火）までにメールを送信してください。受講番号、受講者氏名等を記載したメールに適格請求書を添付のうえ返信いたします。

受講料は、8月26日(火)までに下記口座にお振込みください(振込手数料はご負担願います)。

- | | |
|---|---------------------|
| • 銀行名：三菱UFJ銀行 田町支店 | • 口座番号：普通預金 0397963 |
| • 口座名義：一般社団法人三田労働基準協会 | • 名義人住所：港区芝4-4-5 |
| ◆振込人名の前に講習会月日をお付けください | |
| ◆法人の種類(カブシキガイシャ等)は、記入せずに会社名を記入してください
(例 902ミタロウドウ・・・等 イツパンシヤダンホウジンは不要です) | |

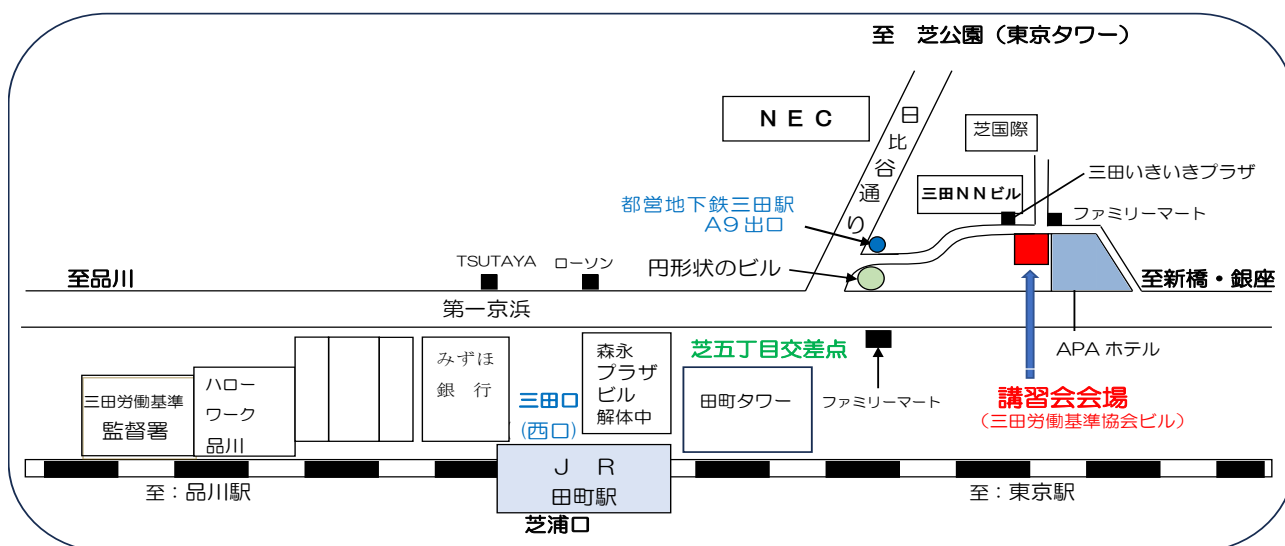
(2) 8月26日(火)までの受講取消は受講料全額を返還いたします(振込手数料はご負担ください)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。

受講者は、返信メールの写しをご持参のうえ受付にご提示ください。

8 問い合わせ先 一般社団法人三田労働基準協会 港区芝4-4-5
電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692
URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

*この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

会場案内図



一般社団法人 三田労働基準協会ビル 1階研修センター
港区芝4-4-5 Tel 03-3451-0901

最寄駅	地下鉄三田駅	A9出口	徒歩1分
	JR田町駅	三田(西)口	徒歩8分